

〈別表2〉 収入証明となる各種添付書類一覧表

No.	収入の種類	提出書類	備考
①	給与収入 (パート・アルバイト含む)	『直近3か月分の給与明細コピー』と 『直近に支給された賞与明細コピー』 直近3か月分の給与明細に交通費の記載がない場合は、交通費が支給されている月の明細コピーも必要(何か月分の金額であるか追記)です。 ※交通費も収入となります ※源泉徴収票は不可(直近の収入でないため) 直近3か月分の給与から収入を予測し、130万円(60歳以上は180万円)を超える場合には、扶養申請できません。	◆給与明細が3か月分揃わない場合 提出可能な給与明細コピーに加え、 「雇用契約書コピー」または 「給与支払見込証明書原本」 ◆給与明細が出ない所で働いている場合 「雇用契約書コピー」または 「給与支払見込証明書原本」 ◆休職等で直近の給料が低い場合 給与が減額される前の「直近3か月分の給与明細コピー」と「賞与明細1回分のコピー」 ◆月の給与額にばらつきがある(例:4月/12万円、 5月/3万円、6月/11万円など) 「直近3か月分の給与明細コピー」、「賞与明細1回分のコピー」に加え、「雇用契約書コピー」または「雇用証明書原本」または「給与支払見込証明書原本」
②	年金 (遺族・障害年金含む)	以下のうち一番新しいもの1点 ①「年金振込通知書コピー」 ②「年金額改定通知書コピー」 ③「試算結果コピー」 ※氏名と金額がわかるようにコピーをお取りください ※源泉徴収票は不可(直近の収入でないため)	③は最寄りの年金事務所で入手 もしくはねんきんネットより印刷可能 (ねんきんネットより印刷した場合は 基礎年金番号通知書のコピーの添付)
③	自営業収入 (農業含む)	「直近3年分の確定申告書全てのコピー」 ※減価償却費は経費に含まないが、資産購入など現金支出があったときは 経費とすることがあります 事業を始めたばかりの方は、ある程度先の収入見込みがあり、 ご自分が主たる生計維持者になり得ると考えられるため、 現在は扶養申請できません	◆事業を始めたばかりの方と同居している方を 扶養申請する場合 (例:子の扶養申請で、扶養にしない配偶者の方が 自営業を始めたばかり) 税理士など第三者からの「収入に関する証明書」 もしくは「事業計画書」
④	専従者給与収入	「前年の確定申告書第一表、第二表のコピー」	◆専従者に関する事項以外の項目は消してください
⑤	不動産収入	「直近3年分の確定申告書全てのコピー」	
⑥	雑収入 (原稿料・印税・講演料等) 利子・配当金など	以下のうちいずれか1点 ①「前年の確定申告書全てのコピー」 ②利子や配当の「通知書コピー」 ③利子や配当が振込まれている通帳のコピー ※その他の収支、残高は消してください	
⑦	雇用保険 (失業保険)	以下のうちいずれか1点 ①「雇用保険受給資格者証全頁のコピー」 ②「雇用保険受給資格通知全頁のコピー」 ③「離職票-2のコピー」 ④「退職前6か月分の給与明細コピー」 受給が始まり、基本手当日額が3,612円(60歳以上もしくは障害年金を受給している方は5,000円)以上の場合、受給開始とともに扶養削除手続きの必要があります	◆失業給付を受給している間は扶養申請できませんが、 基本手当日額が3,611円(60歳以上もしくは障害年金 を受給している方は4,999円)以下の場合には申請可能 ◆受給開始までの待期間、給付制限期間の扶養申請 は添付不要
⑧	出産手当金 傷病手当金	「保険給付支給決定通知書コピー」	◆受給が終了するまでは、扶養申請できません。 ただし、(支給日額×360日)<130万円(若しくは 180万円)の場合のみ申請できます。
⑨	学生 (大学生、専門学校生、予備校生など)	以下のうちいずれか1点 ①「学生証両面のコピー」 ②「在学証明書原本」 ※有効日が記載されているもの ※「在学証明書」は3か月以内に発行のもの。コピー不可。	◆高校生以下の子は添付不要
⑩	前年度は無収入	「所得証明書」	◆収入額が印字されているもの(全部事項証明) ◆認定対象者が配偶者の場合は添付不要。 ただし、特例退職者の配偶者は必要。
⑪	前年度は収入有 現在は無収入	「無収入申立書」(ソニー健保の所定用紙)	◆「無収入申立書」はソニー健保のウェブサイト 「家族を扶養に入れるとき」からダウンロードできます。
⑫	その他	「所得証明書」 ※現在は無収入であることが証明できない場合は「無収入申立書」	◆「無収入申立書」はソニー健保のウェブサイト 「家族を扶養に入れるとき」からダウンロードできます。
⑬	雇用保険(失業保険)受給終了	「雇用保険受給資格者証全頁のコピー」 ※ハローワークにて「支給終了」等の証明があるもの 「雇用保険受給延長証明書コピー」	◆失業保険受給終了の場合 ◆失業保険の受給を途中で終了の場合
⑭	任意継続保険の資格がなくなったとき	「任意継続資格喪失証明書の原本」 ※ソニー健保の任意継続保険が終了した場合は添付不要	
⑮	自営業を休業・廃業したとき	「休業届のコピー」・「廃業届のコピー」	
⑯	送金証明	◎認められるもの(直近3回分の送金実績証明) ①銀行又は郵便局からの振込み(インターネットでの振込み含む) …振込みの控え(コピー可)若しくは通帳の振込みが確認できる部分のコピー ②現金書留…封筒と領収書(コピー可) ③通帳による入金…家族が利用している通帳のコピー(表紙含む)	☒認められないもの ◆手渡し ◆受取人が作成した領収書

★ 添付書類は状況により変更となる場合もございますので、予めご了承ください。